

輸出に取り組む優良事業者表彰事業実施要領（案）

制定 令和3年3月30日2食産第6681号

農林水産省食料産業局長通知

改正 令和4年4月1日3輸国第5286号

改正 令和5年3月30日4輸国第6106号

改正 令和6年3月29日5輸国第4960号

改正 令和7年●月●日●輸国第●●●●号

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3輸国第5108号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表1の区分の欄の1の（1）のウの輸出に取り組む優良事業者表彰事業（以下「本事業」という。）は、交付等要綱に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 補助事業者

1 交付等要綱別表1の補助事業者の欄の3の輸出・国際局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第3セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人並びに法人格を有さない団体で輸出・国際局長が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）

2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）主たる事務所の定めがあること。
- （2）代表者の定めがあること。
- （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- （4）年度ごとに事業計画、収支予算等が総会において承認されていること。

3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（交付等要綱第6の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて輸出・国際局長に提出し、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び補助対象となる経費の範囲については、次のとおりとする。

補助事業者は、海外における日本食・食文化の一層の理解深化と日本産農林水産物・食品の輸出促進及び事業者の輸出意欲の喚起に向けて、日本産農林水産物・食品の輸出に関わる業務に携わる団体（企業、法人、任意団体等）又は個人（以下「輸出事業者」という。）のうち、優れた輸出事業者を表彰するため、以下の1及び2に掲げる全ての取組を実施するものとする。

1 表彰事業者の選出

輸出事業者、学識経験者等を含めた有識者で構成された選賞審査委員会を開催し、輸出事業者の中から、国の施策の方向性も踏まえた優れた取組を行っている事業者の選出を行う。

(補助対象経費)

旅費、謝金、賃金、本事業を実施するための人件費、資料作成費、資料印刷費、消耗品費等

(補助率)

定額)

2 表彰式典の開催等

(1) 表彰式典の開催

1で選出された輸出事業者の表彰等を行うため、表彰式典を適切かつ円滑に開催する。

(2) 効果的な取組事例の紹介の実施

ア 表彰式典において、表彰事業者の取組事例を効果的に紹介するため、資料、展示物等の作成、選定、輸送等を実施し、会場において展示物等に係る設営及び撤去を実施する。

イ アで作成した資料等を、インターネット等により公表し周知等を実施する。

(3) 表彰式典開催の広報活動等の実施

報道関係者や輸出事業者等の参加を促すため、周知等を実施する。

(補助対象経費)

旅費、謝金、賃金、本事業を実施するための人件費、資料作成費、資料印刷費、消耗品費、会場装飾費、運営備品借上料、通信運搬費、輸送費、広報普及費等

(補助率)

定額

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和7年度とする。

第5 採択基準等

交付等要綱第5の輸出・国際局長が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとし、輸出・国際局長は、次に掲げる基準を全て満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

- 1 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 2 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。
- 3 補助事業者が事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- 4 事業費のうち補助事業者の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- 5 同一提案内容で、本事業以外の農林水産省又は他の省庁の補助金の交付を受けていないこと又は受ける予定がないこと。

第6 事業実施手続

- 1 補助事業者は、交付等要綱第6の1の規定に基づき、別記様式2による事業実施計画（環境負荷低減のクロスコンプライアンスに係るチェックシートを含む。）を作成し、輸出・国際局長に提出し、必要な調整を行うものとする。

ただし、交付等要綱第6の3の規定に基づく事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止については、交付等要綱第15の変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、別記様式2に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料等と重複するものは、その添付を省略できるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

交付等要綱第6の3の輸出・国際局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- （1）事業の内容の追加又は削除
- （2）事業目的の変更
- （3）交付等要綱別表1の1の（1）のウの輸出に取り組む優良事業者表彰事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- （4）3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

補助事業者は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合には、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式2の別添の「第1 総括表」における「事業の委託」の欄に記載することにより輸出・国際局長の承認を得るものとする。

- （1）委託先が決定している場合は委託先名
- （2）委託する事業の内容及びそれに要する経費

第7 事業実施状況等の報告

補助事業者は、交付等要綱第33の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業の一環として作成した報告書を添付の上、輸出・国際局長に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第8 事業遂行状況の報告

交付等要綱第18に定める事業遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において事業遂行状況報告書を作成し、翌月末までに輸出・国際局長に提出するものとする。

ただし、交付等要綱第19の規定に基づき概算払を受けようとする場合には、交付等要綱別記様式第5号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第9 報告又は指導

輸出・国際局長は、補助事業者に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第10 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は補助事業者に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の1から4までの条件を遵守するものとする。

また、事業の一部を補助事業者から受託する団体にあっても同様に、次の条件を遵守するものとする。

- 1 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく輸出・国際局長に報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国又は国の指定する者に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- 4 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、補助事業者及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に輸出・国際局長と協議して承諾を得ること。なお、補助事業者と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

第11 事業効果の調査分析

- 1 輸出・国際局長は、本事業の効果について調査分析を行うため、補助事業者に対し、本事業の実施に関し必要な報告を求めることができるものとする。その際、補助事業者は、正当な理由がある場合を除き、当該調査分析に協力するものとする。
- 2 輸出・国際局長は、本事業の効果の調査分析に必要がある場合には、関係行政機関又は当該調査分析業務の一部を受託した第三者に対し、本事業の実施に係る情報を提供することができるものとする。
- 3 輸出・国際局長は、2の規定により情報を提供する場合には、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

第12 情報の取扱い

補助事業者となった団体の職員及び公募選考会の委員は、本事業の実施により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。これらの職を退いた後についても同様とする。

第13 留意事項

補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確認できるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正前の要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正前の要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正前の要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正前の要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式1（第2の3関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

特 認 団 体 承 認 申 請 書

- 1 事 業 名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度（ 月～ 月）
- 7 構成員

名称	所在地	代 表 者 氏 名	大企業・中 小企業の別	従 業 員 数	資 本 金	年間 販 売 額	主 要 事 業	備考

（注）生産者団体等については、これに準じた様式とすること。

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項
- 11 添付書類
 - （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
 - （3）その他参考資料

別記様式2（第6の1関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和○年度輸出に取り組む優良事業者表彰事業実施計画の提出（変更、中止又は廃止）について

農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3輸国第5108号農林水産事務次官依命通知）第6の1（注1）の規定に基づき、関係書類（注2）を添えて、提出（変更、中止又は廃止）する。

（変更の理由）

○○○○○○○○○○（注3）

（中止、廃止の理由）

○○○○○○○○○○（注4）

（注1）変更、中止又は廃止の場合には、「第15の1」とすること。

（注2）関係書類として、別添を添付すること。

（注3）変更の場合には、事業の変更の理由を記載し、提出した事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略すること。

（注4）中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

（注5）事業実施結果報告書として本様式を用いる場合には、件名を「令和○年度輸出に取り組む優良事業者表彰事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添には実績を記載すること。

(別添)

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
輸出に取り組む優良事業者表彰事業		千円	千円	千円	委託する事業の内容及びそれに要する経費	
	1 選 賞 審 査 委 員 会 開 催 に 係 る 経 費					
	2 表 彰 式 典 開 催 に 係 る 経 費					
	3 報 告 書 作 成 に 係 る 経 費					
合 計						

(注) 1 事業種類は、交付等要綱別表1の区分により記入すること。

2 事業細目は、交付等要綱別表1の輸出に取り組む優良事業者表彰事業の項の経費の欄により記入すること。

第2 輸出に取り組む優良事業者表彰事業実施計画

1 事業実施主体の概要

- (1) 設立目的
- (2) 設立年月日
- (3) 主たる業務の内容
- (4) 事業担当者連絡先
 - ① 所属、役職名及び氏名
 - ② 所在地
 - ③ 電話番号及びFAX 番号
 - ④ E メールアドレス

2 事業目的

3 事業目標等

- (1) 事業目標
 - ※事業目標の欄には、達成すべき定量的な成果目標等を記載すること。
 - (例) 本事業の実施により、表彰候補者（応募者）数を前年度比○%以上増加とする。
- (2) 事業成果・効果の検証方法
- (3) 事業成果（事業目標に対する事業の取組実績を記載）

4 事業実施体制図（連携又は委託を行う団体があればその名称、概要及び事務処理体系も記載）

5 事業実施スケジュール（主な事業の開催時期、開催地、主な内容を記載）

6 事業内容

- (1) 表彰事業者の選出
 - （選出時期、選出内容等を具体的に記載）
- (2) 表彰式典の開催等
 - （実施時期、実施場所、実施内容、実施方法等を具体的に記載）

第3 環境負荷低減のクロスコンプライアンスに係るチェックシート

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※農産物等の調達を行う場合(該当しない ☐) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	※農産物等の調達を行う場合(該当しない ☐) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討(再掲)	☐
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと(照明、空調、ウォームビス・クールビス、燃費効率のよい機械の利用等)を検討	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合(該当しない ☐) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	資源の再利用を検討	☐
	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合(該当しない ☐) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑩	☐	※特定事業場である場合(該当しない ☐) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合(該当しない ☐) 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には口チェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。